

# 誓約書 兼 保証書 および 個人情報の利用に関する同意書

東洋学園大学  
学長殿

(①本人記入欄)

入学にあたり、貴大学の学則を守り学生の本分をつくすことを誓約いたします。  
外国政府や外国法人との雇用契約の締結や、経済的利益(奨学金等)を受けた場合は、必ず報告します。  
また、入学時、在学中および卒業(修了)後に貴大学に提供する個人情報について、貴大学「個人情報保護法に基づく公表事項について」に記載の利用目的として取り扱うことを理解し、同意します。

提出日	20 年 月 日
受験番号	学部 学科名
フリガナ	
入学者氏名 (自署)	
生年月日	西暦 年 月 日
現住所	※4月までに転居の予定がある場合にも、現時点での住所をご記載ください。 〒  TEL. 携帯TEL.
確認事項(下記、該当するものに✓)	
□日本国籍を持つ者 または永住者	・外国に2年以上滞在していたことがありますか <input type="checkbox"/> ある(次の質問へ) <input type="checkbox"/> ない ・「ある」と回答した方に伺います。 一時帰国等で日本に入国後 6ヶ月以上経過していますか <input type="checkbox"/> 経過している <input type="checkbox"/> 経過していない
□上記以外の 在留資格を持つ者	・入学年度の4月(秋入学の場合は9月)時点で、日本に入国後6ヶ月以上経過していますか。 (入国後6ヶ月経過した留学生などが、在籍中の学校や日本国内に居所を残したまま帰国し、再入国した場合、「経過している」にチェックをしてください。) <input type="checkbox"/> 経過している(日本入国日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 経過していない。
□外国政府や外国法人 との雇用関係、経済的利 益(奨学金等)のある者	・外国政府や外国法人と雇用契約を結んでいる。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ・外国政府などから経済的利益(奨学金等)を受けている。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

※入学者氏名・現住所およびその他空欄の項目については自署してください。

※訂正する場合は再度印刷し、書き直してください。(修正液、修正テープは使用できません。)

(②保証人記入欄)

上記の者が貴大学在学中は「保証人規程」または「在日身元保証人規程」に基づき諸規則を堅く守らせることは勿論、本人の身上に関する一切のことは私が引き受け、貴大学にご迷惑をかけないよう保証をいたします。

また、入学時、在学中および卒業（修了）後に貴大学に提供する個人情報について、貴大学「個人情報保護法に基づく公表事項について」に記載の利用目的として取り扱うことを理解し、同意します。

フリガナ			
保証人氏名 (自署)	※入学手続情報登録画面に入力した保証人氏名となります		
入学者との続柄			
保証人生年月日	西暦 年 月 日	職業	あり ( ) なし
保証人住所	〒 TEL. 携帯TEL.		

※保証人氏名およびその他空欄の項目については自署してください。

※訂正する場合は再度印刷し、書き直してください。(修正液、修正テープは使用できません。)

## 保証人規程

- 一、本学の学生は入学に際し保証人を定め、これを大学に届け出なければならない。
- 一、保証人(父、母又はその他の親族とする)は独立の生計を営み、確実に保証人としての責務を果し得るものでなければならない。
  - 保証人として不適当と認めたときは、大学はその変更を求めることができる。
- 一、保証人は保証する学生に学則等諸規則を守らせるとともに、その一切の責任を負う。
  - また、学生が在籍中に納付すべき学納金を上限とする債務を連帯して負うものとする。
- 一、学生が大学に願い出る重要なものには、保証人の連署を要する。
- 一、保証人が死亡またはその他の事由でその責務をつくし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。
- 一、保証人が住所を変更した場合は速やかに新住所を届け出なければならない。

## 在日身元保証人規程

本学の学生は入学に際し在日身元保証人(以下保証人)を定め、これを大学に届け出なければならない。  
私費外国人留学生本人(以下本人)に対し、以下の条件を全て満たす者とする。

### 「資格」

- 一、保証人は「日本人」または「本人が本学在学期間中 在留できる外国人」で、独立した生計を営む成年者とする。
- 一、本人をよく知り得る立場にあり、入学後も生活状況を把握できる者とする。
  - 保証人として不適当と認めたときは、大学はその変更を求めることができる。

### 「役割および債務」

- 一、保証人は、本人に日本国法令および学則等諸規則を順守させるよう監督すること。
- 一、本人に経済的または一身上の困難が生じた場合は、経費支弁者への連絡等の協力をを行うこと。
- 一、緊急時の大学からの呼び出しに応じること。
- 一、必要な場合には法的な身元保証人を引き受けること。
- 一、保証人が住所、電話番号等変更した場合は、速やかに届出すること。

### 「その他」

- 一、保証人がその責務を全うし得ない状況になった場合には、本人は、新たな保証人を選定し届出なければならない。

## 個人情報保護法に基づく公表事項について

東洋学園大学公式サイト

「個人情報保護の方針について」をご覧ください。

<https://www.tyg.jp/privacy/index.html>

